

## 伊方原発運転差止訴訟 11月28日 第20回口頭弁論

# 松山地裁の傍聴席を満杯に！

11月28日、松山地裁で伊方原発運転差止訴訟（本訴）の第20回口頭弁論が開かれます。7月4日に3年ぶりに再開しました（詳細は前号



工事が続く伊方3号機周辺（2019/10/30）

ニュース掲載)。この4月に裁判官が3名とも移動し、新しい裁判体による審理が始まり、弁護団はこの裁判体での判決を求めています。

今回の法廷に、弁護団は次の方針で臨みます。原発地盤及び周辺の3次元地下探査を四電が行っ

### 目次

- 1P 松山地裁の傍聴席を満杯に
- 2P 伊方訴訟勝利へのフォーラム
- 3P 県議会請願、フォーラム感想
- 4P 本川揚水発電所の見学
- 5P 原発トラブル、避難者訴訟
- 6～7P 連載インタビューその9
- 8P 県議が担当課の説明聴取、ほか

ていない点を追及すること、火山の危険にかかわる主張を補強すること、そして原告2名の意見陳述を行うことです。

傍聴席を埋めつくす参加者で、住民の関心の強さを裁判官に示しましょう。是非とも誘い合わせてご参加をお願いします。

### 広島高裁の（山口地裁岩国支部）

#### 仮処分抗告審は1月決定見込み

伊方原発の裁判（本訴）は、松山・広島・大分・山口（岩国支部）の各地裁で争われています。

これとは別に、仮処分申立が広島・松山・大分・山口（岩国）の4裁判所に出され、広島・松山の2か所は高裁段階で終了しました。残っているのは大分と山口（岩国）です。

大分は福岡高裁の審理待ちです。山口（岩国）の仮処分抗告審は、広島高裁で9月11日に審尋が行われました。10月15日までに双方が書面を提出し、年明けの1月中には広島高裁の決定が出される見通しです。審理の状況から、当該弁護団



広島高裁での山口仮処分抗告審（2019/9/11）

は「裁判所の判断に期待したい」と表明しています。



## お誘い合わせて裁判傍聴にご参加ください！

### 第20回口頭弁論＝11月28日（木）14:30開廷

○松山地裁ロビーに 原告13:00集合、その他の方は13:30集合

・13:00から、入廷する原告抽選を行います。

・13:30過ぎから裁判所による傍聴者の抽選手続きが進められます。

○報告集会は16:00頃（見込み）から、愛媛県美術館 講堂にて

※ 次々回は、2月27日（木）です。



# フォーラム「伊方訴訟の勝利に向けて」の報告

## 原告・支援者・弁護団が展望を語り合う

8月31日、伊方訴訟勝利に向けたフォーラムが開催され、原告・支援者と弁護団との話し合いの場が持たれました。当日は、愛媛・高知・香川・徳島・大分から94名が、会場の松山市民会館小ホールに集まりました。

まず、伊方原発をとめる会の松浦秀人事務局長から、2011年の提訴以来の経過、伊方原発を巡る各地の裁判の状況について報告がありました。

続いて、伊方原発をとめる弁護団長の薦田伸夫弁護士から、伊方原発をめぐる裁判の現状や今後について説明がありました。①3・11以降は電力会社相手の民事訴訟が主流であり、現在の伊方の裁判も同様である、②本訴と仮処分の違い及び全国の裁判状況について、③松山地裁では、この4月に全員交代した裁判体において判決を出すよう求め、原告の意見陳述も従前どおり求める、④地震・



熱い思いをもって94名が参加した（2019/8/31）

火山などの影響について、最大規模の自然現象を考慮すべきと主張する — 等が述べられました。

質疑・意見交換があり、以下その概要です。

Q：「福島第一原発は津波前の地震で破壊されていた」という元東電社員の月刊誌の記事を裁判で活かすのか？

A：既に同氏の意見書は提出済みだが、新たな部分には注目したい。

Q：地震に対する原発の脆弱性はどうか。

A：原発導入期は地震の静穏期で、地震動の過小評価となった点を仮処分で突いてきた。本訴でも同様に、住宅会社が耐震性5000ガルを実現しているのに、伊方原発は650ガルしかないのは致命的であると主張する。

Q：乾式貯蔵施設や特定重大事故等対処施設についてどうみるか。

A：乾式貯蔵は重要な問題だが、今の裁判の中で入れるとすれば、原発の非公益性の大きな柱として入れることになる。特重施設については裁判に組み込むのは難しい。

Q：伊方原発近辺の活断層帯に関する早坂・小松説の導入は？

A：広島高裁での山口（岩国）仮処分の抗告審結果を見た上で検討したい。

Q：原発反対の住民の声を広げるには。

A：松山地裁では1,419名もの原告となった。定期的、継続的な活動で情報共有していくならば次につながるはず。

最後に、原告共同代表の一人である須藤昭男さんの「例え小さな蟻でも、大きな象が倒せる」との力強い表明で、フォーラムを終了しました。

（文責は編集部）



質問に応える薦田弁護士

## 伊方原発いらん！！ 定例アクションに ご参加を

場所＝松山市駅の  
改札出口付近

12月11日（水）12:00～12:45

1月8日（水）12:00～12:45



毎月第2水曜日の12時から、松山市駅前定例アクションを行っています。チラシを歩行者に配る、ハンドマイクで伊方原発廃炉を訴える、楽器や歌で訴えるなど、創意工夫でのご参加大歓迎です。

伊方原発廃炉の声を、一人でも多くの県民に届けようではありませんか！

脱原発の志を同じくする皆様のご参加を心よりお待ちしております。

# 乾式貯蔵等の県議会請願 不採択

9月の愛媛県議会定例会に、伊方原発をとめる会は「乾式貯蔵に伴う使用済核燃料の長期貯蔵に反対し伊方3号機を廃炉にすることを求める請願」を提出しましたが、不採択とされました。

請願書は①乾式貯蔵計画は撤回し、伊方を長期の核廃棄物置き場としないこと。②特定重大事故等対処施設に巨費を投じることなく、伊方3号機を廃炉にすること—の2点を求めたものです。

その中で、資源エネルギー庁資料を分析すれば、伊方3号機の60年運転が目論まれている可能性のあることを指摘。使用済みMOX燃料の冷却期間が300年にも及ぶとの資源エネルギー庁担当者の発言についても言及しています。

9月30日の環境保健福祉委員会で請願が審議され、愛媛県の原子力安全対策推進監の大橋良照氏が発言。「乾式貯蔵の安全性は明白と国は評価しており、伊方の設置計画の安全性を審査中であること、使用済み燃料プールの余裕年数が資源エネルギー庁と四国電力で異なるが問題とは見ていないこと、MOX燃料を含めて一時的な保管であり請願内容はあたらない」と説明しました。田中克彦議員が請願賛成の討論を行いました。委員会採決では賛成1名のみで請願は不採択とされました。

10月8日の本会議では、請願不採択に対する反



乾式貯蔵施設の予定地付近（2019/10/30）

対討論を、武井多佳子議員が行いました。不採択への賛成者に起立を求めた採決では、石川稔（社民）、菅森実（社民）、浅湫和子（立民）、西原司（立民）、武井多佳子（ネットワーク市民の窓）、田中克彦（共産）の6議員が着席で不採択に反対の意志を示しましたが、原案賛成の起立者多数で、請願は不採択にされてしまいました。

## 8・31 フォーラム参加者の感想

### 共に勝利を目指して

たただ たくや  
原告 立田卓也 さん（砥部町在住）

石牟礼道子著『苦海浄土』より、「極端な言い方も知れませんが、水俣を体験する事によって、私たちが知っていた宗教はすべて滅びたという感じを受けました」。

人の生と死を尊ぶ宗教が困窮者救済をしてこなかった。信仰者として深い懺悔の念です。また、豊島産廃不法投棄事件で闘った石井亨さんは、「この国が水俣に学んでいたなら豊島事件は起こらなかったし、豊島の提起した問題に真摯に向き合っていたなら、福島は防げたかもしれない」。

人口減少社会にあって保守は保身に走り、「今だけ金だけ自分だけ」のせつな的な生き方を市場原理・経済至上の思想に迫られ、人々の暮らしにまで生産性合理性を求める。経済成長のみが主題

で、その過程で過疎地にゴミや危険物の犠牲を押しつけていることに思いを馳せない。

これらを踏まえても全く、脱原発行動は倫理的には勝っているのです。ただ、共に闘ってこられた先人や、又その犠牲にさせられた方々を、この世的な回復のないまま、一体何人彼岸に送ったでしょうか。

現在の実際的な勝利は、遠い。何年先にあるのかは分かりません。でも必ず勝つ日がきます。原爆投下ではじまった核被害～被爆と被曝～の恐怖からの脱却という勝利。脱原発は核兵器禁止とともに、先輩方の闘いをひき継ぎながら、後世がその勝利を褒めてくれる。

これからも私たちは繋がりを続けましょう。先の歴史と、この先の未来の他者と。全ての一人はその時代の当事者で、主体性があることをお互い認めあいながら。

放射能の半減期よりも長く永く、緩やかに繋がりを続けましょう。

# 四国電力の本川揚水発電所を見学して 原発補完から再エネ電力調整へ

8月23日、愛媛と高知に住む27名が高知県の町にある本川揚水発電所を見学しました。最初に水力センターで説明を受け、その後、地下発電所を見学しました。

揚水発電所は電力が余るときにポンプで上池に水を汲み上げ、必要な時に水を落として発電します。本川揚水発電所は60万kWを出入力でき、10分ほどで起動できるとのこと。

もともと、伊方原発の電力が夜間に余るのを調整するために、原発建設とほぼ並行して建設され、7年がかりで1982年に完成。現在では、日中、太陽光などの再生可能エネルギーの余剰分を保存するためにも運転されています。

写真中央は、発電機・ポンプ整備用の地下空間



地下発電所への  
トンネル入り口で

## 【参加者からの感想】

外京 ゆり (高知県在住)

以前、高知県庁がすっぽり入る大きさの発電所があると聞いて、どんな地下空間だろうと興味津々でした。見学は、奥行き900mのトンネルをくぐって地下へ。ポンプ水車も支柱も発電機も工具も、圧倒される大きさ。2台の発電機を10年周期で分解、5ヶ月かけて点検。ナノミリの誤差で組立て直す。「それが仕事です」と胸をはった社員の笑顔に、原発下請け労働者の危険な仕事との落差を見た思いです。

ちなみに上池のある稲叢山(いなむらやま、標高1506.2m)に登ったことがあり、そこで見たオオヤマレンゲやアケボノツツジは、それは美しかった。自然を壊さない、汚さないエネルギーかどうか、私たちの大切なテーマですね。



アケボノツツジ  
(外京さんより)

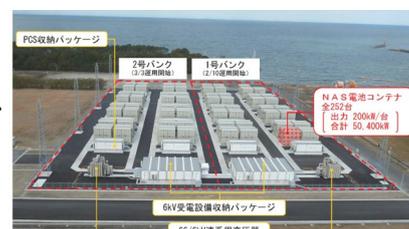
## 電力を直接蓄える技術が実用化

揚水発電所は、電力で水を汲み上げ、位置エネルギーとして保存しています。一方、電力を直接蓄える技術が既に実用化されているのです。

2018年に、新エネルギー導入促進協議会・大型蓄電システム実証事業の第三者委員会は、蓄電システムが「再生可能エネルギー電力の安定供給と導入拡大に貢献」できると報告しています。

写真は、日本で開発されたNAS蓄電池を使った豊前蓄電地変電所(福岡県豊前市、九電)。入出力5万kWで容量30万kWh。起動は秒単位で、小型の俊敏な揚水発電所に相当する機能を備えています。

蓄電池技術は、再生可能エネルギーの徹底活用と、災害に強い電力系統作りに活用が期待されます。

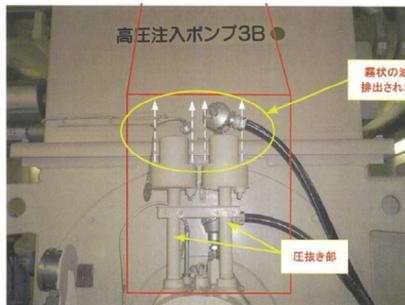


# 伊方原発でトラブル相次ぐ

## 異常な白煙発生

9月5日に、伊方原発は高圧ポンプの白煙異常発生で緊急停止し消防にも連絡を行ないました。

運転員は経験のある職員であり、明らかに異常と判断し緊急停止したことが規制委員会資料からも分かります。原発内の消防組織以外に、八幡浜地区の消防本部に連絡したのも火災の危険を感じたからに他なりません。しかし、四電は、「潤滑油が霧状に排出されたもので、機能や性能に影響はない」とし、愛媛県も原子力規制委員会もそれを鵜呑みにしています。



白煙異常の高圧注入ポンプ3B  
(規制委員会資料から)

元原子力委員会技術顧問の滝谷紘一さんによれば、「オイルの気化した状態はかなりの危険性がある。徹底した原因解明が求められる」とのことです。

また、保安規定で常に2台のポンプが健全であるべきなら、なぜ3台備わっていないのか？3台あれば、じっくり1台を解体して徹底調査できます。全国の原発の中には3台の設備が備えられているもの

もあります。伊方3号機は、設計段階から安易な発想があったのではないかと？

## 特重施設での鉄筋落下事故

9月6日には、特定重大事故等対処施設の建設現場で鉄筋が落下したことが報じられました。



鉄筋落下事故の現場  
(原子力規制委員会資料から)

5つに分けた認可申請のうち、現在2つに認可が下りています。しかし、特重施設の審査内容は公開されず、チェックできないのです。

## 特重施設の耐震計算ミスも

9月20日付の原子力規制委員会資料には、伊方の特重施設設置許可申請の耐震計算で「誤り」のあったことが報告されています。しかし、愛媛県の原子力安全対策推進監はこの事実を知りませんでした。(8ページ上段記事も参照)

相次ぐトラブルとその対応を見る限り、四国電力、そして規制側、行政側ともに緊張感に欠けていると言わねばなりません。

## 福島原発事故避難者裁判を応援して下さい

「福島原発事故避難者裁判を支える会・えひめ」 事務局

福島原発事故避難者裁判の控訴審第1回口頭弁論が9月30日、高松高裁で行われ、四国各県から支援者が集まり、50席の傍聴席はほぼ満席となりました。

この裁判は、東京電力福島第1原発事故で避難を余儀なくされ、福島県から愛媛に避難した10世帯25人が、国と東電に慰謝料など一人あたり550万円の損害賠償を求めたものです。3月26日の松山地裁の判決は、地震予測の長期評価に基づき国と東電は津波の予見が可能で、規制権限の行使や津波対策を怠ったと、東電だけでなく国の加害責任を明確に認めた上、自主避難者の避難も合理性があると判断した、原告勝訴の内容でした。責任を認定された国と東電は控訴しました。

他方で原告側は賠償額が「生活の場や仕事、人間関係をすべて失った代償としては低すぎる。強制避難と自主避難者の間で金額の差があるのも納

得できない」として控訴しました。高松高裁では、国の責任を認めた松山地裁の判決を後退させることなく、避難者に寄り添い救済につながる賠償額の上積みを目指しています。

法廷では、双方の「控訴理由書」の陳述などのやりとりのあと、原告団長の渡部寛志さんの意見陳述が行われ、改めて事故から8年半の避難者たちの苦悩が語られ、国が責任を認め、原発事故被害者に対し真摯に向き合い、謝罪し、被害の回復を丁寧に図っていかうという姿勢がなければ、納得することができない、「一日でも早く一人でも多くの人が前を向いて歩きだせるような社会」へと繋がっていく判決を求めると訴えました。

次回の弁論期日は、2020年1月21日、13時30分開廷です。裁判の傍聴をお願いします。抽選の列に行列ができるほど傍聴者があふれ、注目の裁判であることを裁判官に示したいものです。

## 化石燃料や原子力に依存しない持続的な社会を

大崎義治さん（大洲環境とエネルギー研究会）に聴く

棚田保存に熱心な、愛媛県大洲市の大崎さんは、「フクシマ以前は傍観者だった」とのこと。その大崎義治さんにお尋ねしました。

### 定年後に大洲で農業へ

問い：お生まれは山口県で、京都や大阪で長く生活されたとか？

大崎：はい、岩国市生まれで現在 71 歳です。大学卒業後、京都と大阪で生協の仕事をしていました。60 歳の定年まで勤めました。

問い：定年後の 2009 年に大洲市に転居されたそうですが、お連れ合いの関係なのですか？

大崎：ええ、妻が大洲出身で、母親の介護で U ターンするので私も付いて来ました。そして妻の実家の田んぼや畑の農作業に従事することになりました。

問い：脱原発運動には若い頃から関心があったのですか？

大崎：いいえ、福島原発の事故以降です。もともと工学系ですから「核兵器とは別物扱いで、原発ありき」の教育を受けた傍観者でした。フクシマを見て、伊方で事故が起これば第二の人生が滅茶苦茶にされると思い、「とめる会」に入会し、裁判の原告にもなりました。

問い：2013 年に「大洲環境とエネルギー研究会（略称『環エネ』）」という団体を立ち上げたそうですが、どんな活動をされているのですか、また会員数は？

大崎：20 人ほどの会員で、化石燃料や原子力に依存しない持続可能な社会をめざしています。もともと私の場合、脱原発というよりも再生エネルギーへの関心が強く、15 年前に大阪で市民共同発電所事業に取り組みました。その頃固定価格買取制度の実施を政府に迫る運動がありまし

たが、私は小さくても現実を変えること、実物を設置することに意義を感じるタイプで、小規模発電事業に奔走しました。



### 市民による共同発電事業とは？

問い：市民共同発電所ですか？

大崎：愛媛にはありませんが、ほぼ全ての県に市民共同発電所は存在します。地域の特性により、太陽光とか風力とか小水力とか発電方式はいろいろですが、市民が資金を出し合って運営する発電事業です。電力の「地産地消」を目指す事業でもあります。

問い：大阪での経験を聞かせてください。

大崎：保育園の屋根に 10 キロワットのソーラーを設置して発電。まず保育園に売電し、余剰電力を関西電力に売電することを（売電価格は同一）目指しました。今なら設置費用は 250 万円ほどですが、当時は 1000 万円かかりました。出資者（1 口 10 万円 × 100 口）を募ってそれを賄い、出資者には 20 年かけて償還する計画です。

趣旨に賛同する人から 1 口 3000 円の寄付も頂き、NEDO（新エネルギー・産業技術開発機構）の補助金も得て事業は実現しました。まだ 15 年ですので今も償還中で、大洲にいる私の責任もあと 5 年残っていますが、順調に償還できる見通しです。

問い：2014 年には「棚田（たなだ）保存会」を立ち上げられたとか、どんないきさつですか？

大崎：傾斜地に小面積の水田が階段状に重層している棚田は、景観の素晴らしさとともに、洪水の防止機能、水源のかん養機能、生物多様性の機能などを持っています。ところが、その棚田が過疎化の進行で急速に荒廃化し、農水省も棚田の保全を訴えています。



榎谷棚田の田植祭

先祖伝来の血と汗の結晶が破壊されつつある現状を憂いて、初めは「環エネ」のメンバーが中心でお手伝い隊を立ち上げ、地元の生産者とともに棚田保存会を作りました。会員は100名ほどです。

問：みなさんが活動されているのは、どんな所なのですか？

大崎：大洲市の戒川（かいかわ）地域の檜谷棚田で、壺神山（972m）の中腹にあり、「天空の隠れ里」といわれています。

## 棚田保存のオーナー制度を

問：どんな活動をされているのですか？

大崎：まずは市民に現状を知ってもらおうと、写真展を開きました。オズメッセ21（複合商業施設）で、オープニングには市長も参加してもらいました。写真展を3年開催し、檜谷棚田の存在がある程度知られるようになったと思います。4年前から棚田オーナー制による農業体験に取り組んでいます。

問：それは、どんな制度ですか？

大崎：1口年額3万円の拠出で、1アールの田んぼのオーナーになれます。オーナーは25キロの玄米と野菜の提供を受け、農業体験（田植えと稲刈り）ができます。3万円から支払われる耕作委託料が生産農家の収入となり、農家には経済的メリットがあります。2口オーナーである学習塾からは、児童20名とその父母が毎年楽しみにして来てくれます。オーナー制と併せて、1口1万円で農業体験が可能という棚田トラストも設けています。

問：では、順調に進んでいるのですね。

大崎：ところが、そうでもないのです。市民を迎え入れる棚田エリアは、道が不便で農業体験日には参加者の駐車場が確保できずピストン輸送していますが、それも限界に来ていて、一工夫することが求められています。

## 英語での講演会のインパクト

問：9月1日の「自然エネルギーと地域再生」の講演会は講演内容も良かったのですが、幅広い方々が主催され、聴衆も大多数が一般の大洲市民で大変盛況でした。手話通訳の配置などの行き届いた運営にも大変驚かされたのですが？

大崎：大洲では初の自然エネの講演会でした。市にも協力頂き、2100カ所の自治会の回覧板で宣伝チラシを回してくれました。自然エネ財団（本部は東京）の協力で財団理事長のスウェーデン人が英語で講演し、通訳を介して講演を聞くことは多くの市民にとって初めての体験だったと思い

ます。市民の雰囲気づくりの点ではインパクトもあり、成功したと考えています。

問：成功のカギは、何だったのでしょうか？

大崎：「伊方原発をとめる会」の活動のお蔭です。「とめる会」活動で人間的つながりが広がりました。「県民署名の会」での地域署名行動でも、これまで知らなかった人脈ができ、それを基盤に講演会の実行委員会が生まれたのです。

問：そう言って頂けると嬉しい限りですが・・・、再エネ条例づくりに取り組んでいらっしゃるとか？

大崎：ええ、「環エネ」では、再生可能エネルギー推進条例（仮称）づくりに取り組んでいます。先進自治体では条例を制定し、景観保存と乱開発・



収穫期の檜谷棚田（棚田257枚、面積約3ha）

騒音防止の面からゾーニング（開発禁止などの区域指定）で、個人にも企業にも情報を明示しています。むろん再エネ事業への誘導策などもセットになっています。早く条例化できればと願っています。

問：最後に、一言を。

大崎：定年直前に大病を患い、人生の有限性に気づきました。それ以来、残された人生を有意義に生きたいと強く思うようになりました。また、「世のため人のため」の義務感や責任感でなく、自分のやりたいことをやりぬくことを原点にしています。今後も余生の続く限り、再エネの普及拡大と脱原発に向けて力いっぱい取り組みたいと考えています。

---

## インタビューを終えて

共同発電事業という言葉は聞いていたが、実践した方に初めてお目にかかった。それも15年も前のことで、先進性に驚いた。さらに、還暦を過ぎてご出身とは無縁の地に居を移し、まるで生まれながらの農民然とした雰囲気や対応される姿に、このお人柄なら地域の方々の共感を呼ぶに違いなく、筆者などの及ぶ境地ではないと感じた。（2019.10.21）

## 野党県議が廃炉・乾式・特重で担当課に説明求める

10月17日、県議による原子力安全対策課からの「説明」聴取が行われました。県議会議事堂の第3応接室には、武井多佳子（市民の窓）、浅湫和子（立民）、田中克彦（共産）の3県議と市民23人が参加しました。

県議が求めた3点（廃炉、乾式、特重）について、大橋良照原子力安全対策推進監が説明し県議が質問しました。その概要は次のとおりです。

① 1,2号機の廃炉に関して＝4段階で廃炉をすすめる。1号機は汚染除去を検討している段階。2号機は廃炉申請中であること。

② 乾式貯蔵に関して＝貯蔵施設建設の許可を申請中。2023年度に運用開始予定。使用済み燃料はプールで15年以上冷却した後キャスクへ。MOX燃料は入れない。一時保管であり再処理工場への搬出を予定していること。

③ 特定重大事故等対処施設に関して＝工事の一部が認可され土木工事をほぼ終了。6月から一部施設工事に入ったが約6年以上かかる。設置期限の2021年3月に終了するかどうかは不明。

さらに、市民も交えた質疑が続きました。  
県議：1号機の解体作業の状況は？

大橋：放射能低減を待つ方針で、あまり作業はない。待っている状態だ。

県議：危険な作業の労働者の賃金、安全面は？

大橋：安全対策の面まで十分把握していない。

県議：乾式貯蔵について県の専門部会の審査は。

大橋：委員には東海第二も見てもらい、一般論としては乾式がプールよりは安全だろうと・・・。

市民：乾式キャスクの耐用年数は？

大橋：60年としている。

市民：再処理工場の見通しは立たないのでは。

大橋：2021年上期の方向で審査終盤に入っている。

県議：再処理施設は24回も失敗を重ねている。

市民：伊方の特重施設申請書の耐震計算の誤りがあったという規制委員会報告を知っているか。

大橋：知らない。

市民：特重のことは公表されないとして、知ろうとしないのでは県民の命と暮らしを守れない。

最後に県議の側から、「八幡浜市では乾式貯蔵について賛否両論から専門家の意見を聴いている。愛媛県としても、同様に意見聴取の機会をもつべきだ」と指摘し、説明聴取は終了しました。

## 10/26 伊方ゲート前で 四電に申し入れ

10月26日、伊方原発ゲート前で「第33回伊方集会」（主催は原発さよなら四国ネットワーク）が開催されました。「伊方原発をとめる会」からは、四国電力長井啓社長宛の申し入れ書、のぼり旗、横断幕をもって事務局や幹事7名が参加しました。四国各県、大分からおよそ50人の参加があり、3号機の廃炉を求めて反原発ソングやスピーチでのアピール、四電への要請行動、伊方の集落へのチラシ配布を行いました。

土曜日にもかかわらず、大型のダンプカーやコンクリートミキサー車などの工事車両がひっきりなしに出入りしていて、林立するクレーン、山が崩されコンクリートで塗り固められている敷地、大がかりな「安全対策」工事が急ピッチで進められているのを目の



伊方原発のゲート前で集会の参加者が廃炉を訴える中、施設見学の親子を乗せて原発構内に入るバス＝26日午前、伊方町九町

↑ 親子会バスが入るのを

伝えた愛媛新聞記事（10/27）

中に事故が起きればどうするのか」、「子どもたちを施設内に入れることは許されない」と、参加者は強く抗議しましたが、「若い人たちの施設見学は有意義だ」と担当者は答えるだけでした。この9月にも、地元の「伊方から原発をなくす会」（近藤享子代表）が、子どもの見学受け入れ中止を要請したばかりでしたが、参加者たちは市や県の教育委員会への要請の必要を確認しました。（とめる会の申し入れ書はHPに掲載）

## 当面の予定

11/28（木）第20回口頭弁論、及び報告集会

12/11（水）市駅前アクション

【2020年】

1/8（水）市駅前アクション

2/27（木）第21回口頭弁論、及び報告集会

## 編集後記

編集メンバーを勝手に評すると、校正熟練者、編集こだわり派、Web 作業者、技術愛好者、俳句吟行派。言葉にこだわる人ばかり。原稿には意見が次々。風通しはいい。知恵を集めて作る。修正を重ねると文章は（たぶん）簡潔になる。とはいえ、ねばねばグルテンになりそうな編集会議です。（TW）